### 平成27年度 第5回8月宇檢村農業委員会定例総会議事録

※ 日 時 平成27年8月26日(水) 午前 9時 から

※ 場 所 活性化センター『結の館』

#### ※ 出席した委員

- 1. 重委員 2. 森山委員 3. 藤委員 4. 石原委員 5. 坂井委員 7. 要委員
- 8. 幸本委員
- ※ 欠席した委員

無し

※ 出席した職員

肥後課長、相良主事補

### 議事日程

- ・開会の宣言 宇検村農業委員会事務局長 肥後 充浩 君
- ・会議の宣言 宇検村農業委員会会長 渡 博道 君
- ・日程第1議事録署名委員の指名2番委員・3番委員を指名
- ・日程第2 会期の決定平成27年 8月26日(水)の1日間に決定

### ・日程第3 諸般の報告

# ○議 長

先日(8/4~8/5) 龍郷町役場会議室において、農業者年金大島支部会があり、年金問題等に関して協議がなされました。各担当者の意見として加入推進など更なる努力が必須との事でした。

また平成28年度の会は宇検村にて8月に開催予定となっていますので、皆様よろしくお願いします。 以上です。

# ・日程第4 協議事項 議案第6号 『農地の形状変更願いについて』

○議 長

議案第6号について、事務局より議案の朗読と説明をお願い

します。

○事務局

議案第6号について提案理由の朗読と説明をいたします。 (資料参照の上、説明)

前回の定例会で保留が決定した議案です。

申請者の©©建設に期間の設定後に再度申請して欲しいと説明しました。期間設定されましたので、今回議題に供します。申請内容は前回での説明の通りです。皆様のご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

ただ今の報告の通り、議案第6号についてこれより質疑に 入ります。質疑はございませんか。

○事務局長

この議案に関しては期間終了後の撤去が条件となります。

○7 番

そして期間終了後にきちんと耕作地として利用されること も確約させた方が良いでしょうね。

○1 番

やはりこれまで放棄地になった前例もありますので、条件 付きという形での許可がよろしいかと思います。

○事務局長

6か月の期間が終了したら、また農業委員会で確認に行く 事にしましょうか。そしてまだ土が置かれているような状態 だったら、再度撤去命令を出すなどした方がよろしいかと思 いますが、皆さんいかがでしょうか。

○議 長

これを持って質疑を終了します。議案第6号については許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

# ~ 全 員 挙 手 ~

○議 長

全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定い たします。

#### 議案第7号 『耕作証明願いについて』

○議 長

議案第7号を議題に供します。議案第7号について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第7号について提案理由の朗読と説明をいたします。 (資料参照の上、説明)

申請者は◎◎さん。県の方で平成16年頃より□□地区から★★地区にかけ道路整備事業に取り組んでいます。事業進行にあたり工事用地として買収出来るように土地の相続人全員から承諾を取っていましたが、この場所の戸籍が廃棄となっていることが判り、登記名義人、相続人の立証が出来ず登記困難となっているため、ここだけ道路整備が出来ていません。

現在、ここを©©さんが耕作していたという事がわかり、 時効所得の裁判を県で進めています。その裁判での提出書類 として©©さんが耕作していたという証明書が必要になりま したので、この定例会において©©さんが耕作していたとい う証明書発行の審議をよろしくお願いします。

○議 長

ただ今の報告の通り、議案第7号についてこれより質疑に 入ります。質疑はございませんか。

○事務局長

追加説明いたします。この場所を◎◎さんが確かに耕作していた証明がされないと裁判で敗訴してしまうため県から要望がありました。農業委員会としては、あくまでも◎◎さんがこの土地で耕作していた証明書を発行する事は出来ますが、この土地に関する証明ではありません。その後の手続きは県が行うそうです。

○8 番

この事業は県が平成16年から始めていましたが、登記名 義人もずいぶん昔に亡くなった方ばかりだったので、今まで なかなか確認が取れませんでした。 そして今回やっと正当 な相続人と連絡がつき、この土地を無償提供してくださる事 になりましたので、県では耕作証明書のみ必要となった次第 です。

○8 番 昔ここは田として利用されていたようですね。

○議 長 他にございませんか。

ではこれを持って質疑を終了します。議案第7号については 許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

#### ~ 全 員 挙 手 ~

○議 長 全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定い たします。

### 議案第8号~議案第11号 『非農地証明願いについて』

○議長 議案第8号から議案第11号を一括し議題に供します。議

案第7号について事務局より議案の朗読と説明をお願いしま

す。

○事務局 議案第8号から議案第11号について一括し、提案理由の

朗読と説明を建設課からお願いします。

○建設課 はい、では私から説明させていただきます。(資料参照の

上、説明)

●●さん他5名、計5件です。提案理由として☆☆区に簡易水道のタンクが設置されていますが、再度高さを上げてタンクを設置し直そうという計画があがっています。現在の場所では高さが足りないため、この場所を非農地証明した後にタンクを設置する予定です。登記簿上は畑となっていますが、現況確認した所、原野になっています。登記簿上でも原野に変更しないと、村としてはこの土地を買収出来ないものです

から、今回申請しました。 皆様のご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

ただ今の報告の通り、議案第8号から議案第11号についてこれより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○7 番

この場所は基盤整備にもかかっていないので、許可しても 良いのではないかと個人的には思っています。

○議 長

ここは完全に原野の状態ですよね。 他にございませんか。

○5 番

この申請は村として予備にもう一基、タンクを設置するという事でしょうか。

○建設課

今のタンクの状態では水圧が低く、☆☆地区まで水量を流すことが難しいため、ここへ設置する事で水圧を上げられるとの事です。

○事務局長

今設置されているタンクの傍の一段高くなった場所に新し いタンクを増設するという形だそうです。

○議 長

以上でよろしいでしょうか。これを持って質疑を終了します。議案第8号から議案第11号について一括し、許可する 事に賛成諸君の挙手を求めます。

~ 全 員 挙 手 ~

○議 長

全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定い たします。

・日程第5 その他 『事務局よりの連絡・報告等』

- ・パッション講習会開催【9月10日(木)】について
- ・ブロック別研修会開催【10月8日(木)】について

○議 長

他にございませんか? 無いようですので本日の日程は全 部、終了しました。

これをもって平成27年度第5回8月宇検村農業委員会定 例総会を閉会します。 お疲れ様でした。